

東京漁調指示第5号（案）

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、東京海区（伊豆諸島海域に限る。）における浮きはえ縄漁業（以下「この漁業」という。）について、次のとおり指示する。

令和3年 月 日（公報登載日）

東京海区漁業調整委員会
会長 有元貴文

（禁止操業）

1 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

- (1) 令和3年6月1日から同年12月31日までの間の大島、利島、新島（鵜渡根島及び地内島を含む。）、式根島、神津島（恩馳島及び銭洲を含む。）、三宅島（大野原島を含む。）、御蔵島（蘭灘波島を含む。）、八丈島（八丈小島を含む。）、青ヶ島、ベヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び孀婦岩の各最大高潮時海岸線から3海里以内の海域並びに大室出し、高瀬、ひょうたん瀬、渡り瀬、黒瀬及び新黒瀬（中ノ黒瀬を含む。）における操業。ただし、大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島又は青ヶ島に住所を有する者が、その住所地である島の最大高潮時海岸線から3海里以内の海域で操業する場合は、この限りでない。
- (2) 総トン数20トン以上の船舶を使用する操業

（承認操業）

2 総トン数5トン以上20トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

- (1) 承認の対象船舶
 - ア これまで東京海区において、操業の実績を有する船舶であって、委員会が漁業調整上支障がないと認めたもの
 - イ 委員会が特に認めた船舶
 - ウ 試験研究機関の船舶
- (2) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は101隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都	22隻
千葉県	50隻
静岡県	9隻
その他の県	10隻
調整枠	10隻

(3) 操業方法等

- ア 操業の際、既に投縄してある漁具又は投縄しようとする船舶から少なくとも1海里以上の間隔をとること。
- イ 突棒漁業、ひき縄漁業、底魚一本釣漁業及び流し刺し網漁業が操業している場合には、その操業を妨げてはならない。
- ウ 夜間に操業する場合は、漁具の両端と中央部に鮮明な浮標灯を付けなければならない。
- エ 漁具には少なくとも2箇所以上、船名を明記しなければならない。
- オ 新黒瀬漁場の北端から南の八丈島周辺海域で一度に操業できる船舶は、千葉県所属船にあっては20隻以内、その他の県の所属船にあっては5隻以内とし、輪番操業を認めるものとする。
- カ 八丈島周辺海域で輪番操業する船舶は、(4)に定める操業旗章のほかに委員会が別に定める輪番旗を掲揚しなければならない。
- キ 八丈島周辺海域で操業しようとする船舶は、あらかじめ八丈島漁業無線局(1ワット27メガヘルツ)を通じて地元漁協と連絡をとりトラブルの回避に努めること。

(4) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(5) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和4年1月31日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を提出しなければならない。

(6) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

3 この指示の有効期間は、令和3年6月1日から同年12月31日までとする。

注) _____ 今回変更箇所